

# 八峰町国土利用計画

平成23年6月  
秋田県八峰町

## 目 次

前 文	.....	P. 1
1. 町土利用に関する基本構想	.....	P. 2
(1) 町土利用の基本方針	.....	P. 2
(2) 地域類型別の町土利用の基本方向	.....	P. 3
(3) 利用区分別の町土利用の基本方向	.....	P. 4～5
2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	.....	P. 6
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	.....	P. 6
(2) 地域別の概要	.....	P. 7～9
3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	.....	P. 10
(1) 公共の福祉の優先	.....	P. 10
(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用	.....	P. 10
(3) 地域整備施策の推進	.....	P. 10
(4) 町土の保全と安全性の確保	.....	P. 10
(5) 環境の保全と美しい町土の形成	.....	P. 10
(6) 土地利用の転換の適正化	.....	P. 11
(7) 土地の有効利用の促進	.....	P. 12
(8) 多様な主体の参画・連携	.....	P. 13
(9) 土地に関する調査の推進及び計画の点検	.....	P. 13

## 前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、八峰町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものであり、全国の区域及び秋田県の区域について定める国土の利用に関する計画（全国計画及び県計画）を基本として、地方自治法第2条の規定に基づく八峰町総合振興計画の基本構想に即して策定したものである。

なお、本計画策定後、諸般の状況の変化と実績の推移との検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

## 1. 町土利用に関する基本構想

### (1) 町土利用の基本方針

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産のための諸活動の共通の基盤をなすものである。

このため、町土利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な条件に配慮するとともに、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとする。

本町は、秋田県の北西部に位置し、北は青森県と秋田県にまたがる世界自然遺産「白神山地」に隣接し、青く広大な日本海と白神山地に囲まれた自然に恵まれた町である。

このような中、町の基本構想を定めた八峰町総合振興計画において、町の将来像を「白神の自然と人との創るやすらぎのまち」とし、豊かな漁場や農地、清らかな水などの地域資源を活かしながら「パートナーシップによるまちづくり」を基本方針として、「市民参加型」のまちづくりを目指している。

今後の土地利用にあたっては、土地の計画的利用と保全を基本とし、農・水・商・工等が連携した地域産業の振興や地域間交流の促進など活力あるまちづくりに向けた行政施策のもと、地域の特色や多彩な資源を十分に活かして次の基本方針に基づく土地利用を推進する。

#### ① 地域の特色を活かした土地利用

町土の利用区分ごとの土地利用については、地域の特色を活かしながら現状利用区分内において、より効果的に安定的な土地利用を図ることを基本とする。また、森林、原野、農用地等の相互の土地利用の転換については、再び元に戻ることが困難となることや、自然及び景観等に与える影響等を考慮して、計画的な土地利用を図る。

#### ② 自然との調和を重視した土地利用

緑豊かな山林、清らかな河川、美しい海岸線など、豊かな自然環境と調和した安全で安心な生活環境を確保し、町民共有の財産として将来に引き継いでいくため、自然との調和や環境の保全を重視した土地利用を図る。

#### ③ 安全で安心を重視した土地利用

町土の保全と安全性の確保を図るため、治水施設等の整備を促進するとともに、災害等に対応できる適正な土地利用を図る。

## (2) 地域類型別の町土利用の基本方向

地域類型別の町土利用の基本方向としては、八峰町総合振興計画をもとに次のような利用を図る。

### ① 白神山地交流ゾーン

世界自然遺産「白神山地」に接する町として、自然環境と人間との調和を図りながら白神山地周辺の豊かな自然環境の保全に配慮しながら、自然体験・学習の可能な場として活用に努める。

### ② 観光・交流ゾーン（全域）

本町の貴重な自然資源である山、川、海等良好な自然環境の維持・保全に努めるとともに、豊かな自然を活かした観光レクリエーション空間として、自然環境との共生を図りながら、健康・保養を増進する施設・公園等の整備を進める。

### ③ 農業振興ゾーン

市場や消費者ニーズに対応できる強い農業の育成を図るために、担い手へ農用地の集積を図りながら農用地を保全、整備するとともに、低未利用地の有効利用を図る。

また、環境保全型農業を推進し、環境にやさしい農用地利用を進める。

### ④ 漁業振興ゾーン

海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った漁業振興に資する総合的な利用を図る。また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全や漂着ゴミ対策に努め、海岸の保全と適正な利用の確保を図る。

### ⑤ 居住生活ゾーン（全集落）

高齢化社会の進行と日常生活の利便性を考慮し、生活道路や下水道の整備等の生活環境基盤整備を通じて、ゆとりと潤いのある集落環境の形成を進める。

### ⑥ 地域中核ゾーン

町の中核的機能が集約する地域として、今後もその機能充実を図るため合理的かつ適正な土地利用を進めるとともに、公共施設の適正配置を図る。

### (3) 利用区分別の町土利用の基本方向

町土利用の基本方針を踏まえた、今後における町土の利用区分ごとの基本的な利用方法は次のとおりである。

#### ① 農用地

近年の厳しい農業情勢や農家の高齢化による農業離れの進行により、遊休荒廃農地や宅地等への転用が増えつつある。これらを解消するため、中核農家や担い手の育成支援を図るとともに、低未利用地の有効利用や農地の流動化等を積極的に推進する。

#### ② 森林

森林については、木材生産という経済機能のみならず飛砂防林等による町土の保全、水源かん養、自然環境維持等の公益的機能を通して町民生活に大きく寄与していることから、木材生産等の経済的機能及び公益的機能を総合的に發揮しうるよう必要な森林の確保と整備を図る。

さらに、原生林的な優れた自然環境を形成している森林を保全するとともに、保安林機能の高い森林等については、他の利用目的への転換を抑制する。

#### ③ 原野

原野については、貴重な自然環境を形成しているものについてはその保全を図り、その他の原野については、自然生態系の維持や景観等に配慮しつつ、他の地目への有効な利用の転換を図る。

#### ④ 水面・河川・水路

水面については、その用途を十分に發揮できるよう安全性の確保や景観の保全に配慮しながら整備する。河川については、災害防止のために必要な措置や周辺地域の保全を図る。水路については、農地の基盤整備に伴う用排水路の計画的な整備を図る。

#### ⑤ 道路

道路のうち、一般道路については町土の有効利用と良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保に努める。整備にあたっては、適正な道路網の形成や、安全性・快適性の向上、自然環境の保全に十分配慮する。

また、農林道については、農林業の生産性の向上と森林の適正管理のために、周辺環境の保全に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

#### ⑥ 住宅地

住宅地については、空き家バンクを活用した定住対策や既存の限られた用地の有効利用に努めるとともに、持ち家志向に対応した住宅や宅地の供給に必要な用地の確保を図る。用地整備にあたっては、周辺土地利用の状況や自然環境の保全等に配慮しつつ、適正な地区への誘導も想定しながら、生活関連施設の充実を図ることにより良好な居住環境づくりを進める。

⑦ 工業用地

企業立地は地域経済の活性化に向けた大きな要因となり得るものであり、若者の定住を図る企業誘致の働きかけや既存の中小企業支援等の活用と合わせて町の活性化に資する土地利用を図る。

⑧ その他の宅地

事務所・店舗等が所在するその他の宅地については、土地利用の高度化や周辺土地利用との調整、地域景観との調和等に配慮しつつ、必要な用地の確保に努め、商業機能等の強化を図る。

⑨ 公用・公共用地

公共施設再編や学校再編後の未利用地の有効活用を図るとともに、行政需要の多様化に対応しながら機能的な施設配置と環境保全に配慮し、必要な用地の確保を図る。

⑩ 海岸及び沿岸域

海岸については、景観保全に努めながら、漁港としての機能向上や、観光・レクリエーションへの活用を進めることにより、地域経済への寄与を図る。

また、沿岸地域については、資源豊かな漁場として保全を図る。

## 2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### (1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

#### ①基準年次及び目標年次

計画の目標年次は平成29年とし、基準年次は21年とする。

#### ②目標年次における人口

町土の利用に関して、基礎的な前提となる人口については、計画の目標年次である平成29年にはおよそ7,272人と想定する。

#### ③利用区分

町土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目区分とする。

#### ④目標設定の方法

町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況と推移についての調査に基づき、将来人口等を勘案して、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行って定めるものとする。

#### ⑤目標年次における規模の目標

町土の利用の基本構想に基づき、目標年次である平成29年における利用区分ごとの規模の目標は次表のとおりである。なお、この目標値は、今後の社会・経済動向の不確定さなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものである。

町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区分	基準年次 平成21年	目標年次 平成29年	構成比	
			平成21年	平成29年
農用地	ha 2,130	ha 2,129	% 9.1	% 9.1
農地	2,130	2,129	9.1	9.1
採草放牧地	0	0	0	0
森林	19,053	19,043	81.4	81.3
原野	774	770	3.3	3.3
水面・河川・水路	291	291	1.2	1.2
道路	392	403	1.7	1.7
宅地	312	314	1.3	1.4
住宅地	222	224	0.9	1.0
工業用地	8	*	0.0	*
その他の宅地	82	*	0.4	*
その他	467	469	2.0	2.0
合計	23,419	23,419	100.0	100.0

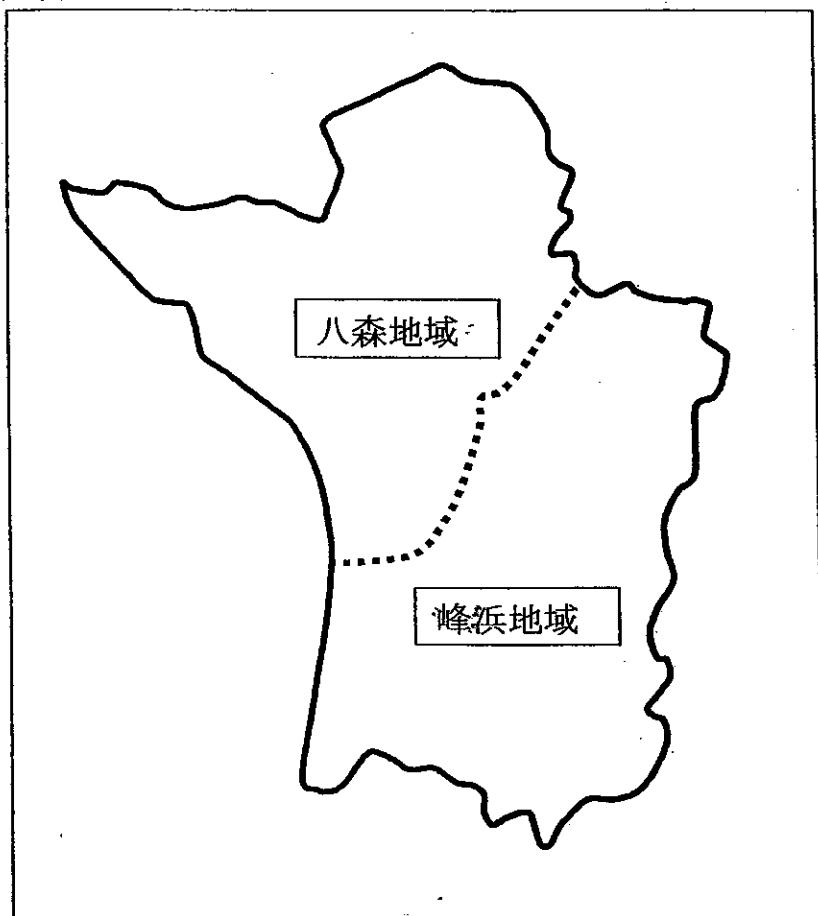
## (2) 地域別の概要

### ①地域の区分

地域の区分は、旧町村を基本に2区分とする。

八森地域、峰浜地域

区域図



### ②利用区分ごとの地域別概要

平成29年における町土の利用区分ごとの規模の目標と地域別の概要は、次のとおりとなる。

#### ア. 農用地

農用地については、優良農地の確保を図るもの、宅地への転換、道路の新設・拡幅改良、基盤整備事業による農道への転換等が見込まれ、1ha程度減少して2,129ha程度となる。

#### イ. 森林

森林については、森林施業の効率化のため計画的な林内路網の整備等により10ha程度減少し、19,043ha程度となる。

#### ウ. 原野

原野については、道路の拡幅改良等により 4 ha 程度減少し、770 ha 程度となる。

#### エ. 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、大きな変動はなく現況を維持すると見込まれることから、291 ha 程度となる。

#### オ. 道路

道路については、農用地、森林、原野等からの転換が見込まれる。一般道については、道路の新設・拡幅改良等により 4 ha 程度増加する。林道については、基盤整備事業等により 7 ha 程度増加すると見込まれることから、道路合計として 403 ha 程度となる。

#### カ. 宅地

宅地については、農用地、森林からの転換が見込まれる。住宅地については、人口及び世帯の動向と雇用創出・定住対策等の行政施策の推進により 2 ha 程度の増加が見込まれることから、224 ha 程度となる。

#### キ. その他

その他の用地については、森林からの転換が 2 ha 程度見込まれることから、469 ha 程度となる。

### 【地域別概要】

#### ①八森地域

八森地区は町の北側に位置し、白神山地の山々が日本海まで迫り、平坦部の少ない地区で、日本海に面し二つの漁港があり、季節ハタハタ漁は全国的に知られています。

海岸線は、岩礁に覆われ、起伏に富んだ海岸美は八森岩館県立自然公園に指定されているほか、ブナの茂る山岳地域が秋田白神県立自然公園に指定され、自然体験型宿泊施設が整備されるなど観光地域として発展している。

農用地については、日本海と急峻な白神山地に囲まれ平坦地が少なく、耕地面積は極めて少ない。大規模な耕地の拡大は望めないが、山麓傾斜地帯等の有効利用に努める。

居住地域は、海岸線に平行して伸びる国道 101 号線と JR 五能線に沿った風光明媚な環境の中にあり、土地利用にあたっては周辺環境等との調整に十分配慮して行う。

森林、水辺環境については、里山にブナの残る留山の環境保全を図るほか、八森岩館海水浴場及び真瀬川、泊川等の水辺環境・景観の保全を図り、観光スポットとしての活用を図る。

また、工業に関しては、既存企業の体质強化と新規事業への参入を推し進めることにより、地域経済の活性化を図る。立地・開発にあたっては、周辺地域との調整、公害等の防止、緑化の促進などの環境保全対策に努める。

## ②峰浜地域

峰浜地区は町の南側に位置し、白神山地のすそ野にあたる地域で、白神山地を源に発する水沢川、塙川等が流れる田園地帯で、米を中心とし野菜・果樹・菌床しいたけなどの農業生産の盛んな地域となっている。町の南側入口には家族連れなどが気軽に自然に親しみながら楽しめるポンポコ山公園と県内では歴史の古い民間のゴルフ場の観光・レジャー施設を有している。

農用地については、農村集落が広範囲に点在し、古くから稲作を中心とした農業を基幹産業としてきました。国営農地開発事業で造成した農地を抱えることから農地面積は多く、一戸あたりの耕作面積は県平均を上回るなど経営基盤に恵まれた地域である。しかししながら、当地域においても農業後継者の減少が著しい状況にあるため、農家や生産組織の支援・育成の強化を図りながら、基盤整備の推進と併せて優良農地の確保に努める。

居住環境については、JR五能線や国道101号線、県道を軸に町道や農道等が近隣市町や集落間を有機的に接続しているほか、白神山地を背景とする美しい田園地帯の中に広範囲に点在しており、土地利用にあたっては周辺環境等との調整に十分考慮して行う。

森林、水辺環境については、ブナの原生林が残るブナの森公園を後世に引き継ぐべき貴重な自然資源として環境の保護・保全に努めるとともに、白神山地を源とする水沢川、塙川等を有しており、自然環境と景観の保全を図る。

その他の用途に応じた用地の利用や開発等にあたっては、周辺地域に及ぼす影響への配慮や調整を十分に行うとともに、公害等の防止、緑化の促進などの環境保全対策に努める。

### 3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

#### (1) 公共の福祉の優先

町土は現在及び将来にわたる町民の限られた資源であり、町民生活や様々な生産活動における共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な条件に応じて、適正な利用が図られるよう努める。このため、各種規制、誘導措置等を通じた総合的な対応を図る。

#### (2) 土地利用に関する法律等の適切な運用

限られた町土の無秩序な開発を防止し、地域の自然的、社会的な特性に応じた均衡と調和のとれた土地利用を図るために、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用はもとより、本計画及び県計画など地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の総合的かつ計画的な調整を行うことにより、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。

#### (3) 地域整備施策の推進

町土の均衡ある発展を図るため、福祉の充実、生活環境の整備や産業の推進、文化・スポーツの振興等に必要な施設や用地の整備について、町総合振興計画に即し、自然環境に十分配慮しながら総合的かつ計画的に施策を推進する。

#### (4) 町土の保全及び安全性の確保

##### ①町土の保全

町土の保全と安全性の確保のため、生産活動はもとより災害防止、景観形成など多面的機能を有する農地や森林の保全施設の整備を促進するとともに、治山・治水、海岸保全、津波など災害等に対応できる適正な土地利用を図る。

##### ②保安林及び治山施設の整備

森林の持つ町土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を進め、森林の適正な管理を行う。また、針葉樹林の適正な利用や管理、ボランティアによる森づくりなど、安定した水資源の確保等のための総合的な対策を図る。

##### ③安全の確保

居住区域における災害時の安全を確保するため、地域防災計画に即しながら、災害に配慮した土地利用の誘導を図る。緊急時に備えたオープンスペースの確保や緊急車両の通行が可能な道路整備、ライフラインの耐震化、情報伝達システムの点検・強化など、災害対応体制の整備を図る。

#### (5) 環境の保全と美しい町土の形成

##### ①生活環境の保全

良好な生活環境を作り上げるため、生活関連施設の維持管理や災害時の避難場所となる多目的広場等の整備に努める。また、道路等の整備にあたっては、周辺環境に配慮しながら計画的に行う。

#### ②廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

限りある資源を大切にする資源循環型社会の構築を目指し、ゴミの減量化、資源ゴミの分別及びリサイクルなど廃棄物の発生抑制や再利用・再生利用を推進するとともに、廃棄物の適正処理については広域的に対応する。また、クリーンアップや不法投棄防止対策など環境美化に取り組み、自然と調和した景観づくりを目指す。

#### ③自然環境の保全と活用

豊かな自然との共生を目指し、学術的・歴史的に貴重な地域、あるいは、野生生物の生息・生育、景観、希少性等の守るべき自然等については、地域住民をはじめとする多様な主体の参加による保全活動の促進や開発行為等に係る法規制の適正な運用により、適正な保全に努める。

また、海岸及び沿岸地域は、貴重な自然環境や景観、多様な生態系の保全に努めながら、漁場として保全・整備を推進するほか、漁業との調和を図りつつ、海洋レクリエーションへの活用を進める。

#### ④歴史的風土の保全及び文化財の保護

文化財や史跡、歴史的風土や景観については、後世に残すべき本町の財産として、周辺地域を含めた保全に努める。

#### ⑤良好な環境の確保

公共事業の実施に関しては、計画段階等において環境保全上の十分な配慮を行うとともに、環境や景観の様相・土地の形状を大きく変えることに繋がる開発行為等についてはその影響を最小限に止めるなど、適正な土地利用を図る。

### (6) 土地利用の転換の適正化

#### ①計画的な土地利用の転換

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性や影響の大きさに十分留意したうえで、人口及び産業の動向、町の振興・発展に対する効果、周辺の土地利用の状況、その他自然的、社会的条件を勘案しながら適正に行う。

#### ②農用地

農用地は、生命を維持する食料生産の基盤であることから、食料生産の確保をはじめ、農業経営の安定及び地域農業や景観等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ無秩序な転換を抑制する。特に、農業生産力が高く相当規模の面的な広がりがあるなどの優良農地の保全を図る。

また、農地と宅地等が混在する地域での土地利用転換については、土地利用の混在の

弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地と宅地等相互の土地利用の調和を図る。

#### ③森林

森林の利用転換を行う場合には、森林施業への影響や林業経営の安定に留意しながら、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健休養等の森林の有する多面的諸機能の発揮や地域景観等に与える影響を踏まえて、周辺の土地利用との調整を図る。

#### ④原野

原野の利用転換を行う場合には、自然環境の保全に配慮しながら、周辺の土地利用との調整を図る。

#### ⑤大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶことを踏まえて、周辺地域を含めて事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しながら適正な土地利用を図る。また、地域特性や地域住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応とともに、関係法令等の適正な運用を基本に総合的な調整を図る。

### (7) 土地の有効利用の促進

#### ①農用地

農用地については、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて、農地流動化による担い手への集積を促進する。急勾配地を多く抱える中山間地域の農地については、補助制度等を活用しながら立地条件に応じた作物の導入やほ場、農道等の整備を進め、耕作放棄に至らないよう措置を講ずる。

また、耕作放棄地については、川下の水利機能の低下や病害虫発生の要因となることから、その解消と発生防止を図るために措置を講ずることにより、土地の有効利用を図る。

#### ②森林

森林については、CO<sub>2</sub>吸収による地球温暖化防止効果など、その多面的機能が高度に発揮されるよう森林の整備・保全を計画的に推進するとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。また、美しい景観の形成や自然とのふれあいの場、保健休養・環境教育の場として森林の空間利用を図る。さらに、森林整備を推進する観点から、地域材の地産地消や林地残材の木質バイオマスの利用など、積極的に森林資源の有効利用を図る。

#### ③原野

原野は、森林、水面などの自然圏域と農用地、住宅地などの生活圏域を有機的かつ機能的に結ぶ大切な地域であることから、生態系や景観の維持など自然環境の保全に努めながら、適正かつ有効な利用を図る。

#### ④水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能に留意しながら、生物の多様な生息・生育環境としての機能を発揮するために必要な水量と水質の確保を図る。また、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

#### ⑤道路

道路については、歩道の設置やバリアフリー化、雪害対策等の利用者にやさしい道路整備を計画的に進め、町民生活の利便性の向上や地域間交流の促進を図る。

#### ⑥住宅地

住宅地については、防災面への配慮や下水道の加入率向上等の居住環境の整備を推進し、安全で快適に生活ができる住宅地の形成を図るとともに、事務所・商店等のその他の宅地については、空き店舗の解消や未利用地の有効活用に努めるなど、住宅地の持続的な利用を図る。

#### ⑦その他

公共用地については、公共施設再編や学校再編などによる未利用地の有効利用を図るとともに、行政需要の多様化に対応しながら土地利用を進める。

### (8) 多様な主体の参画・連携

土地利用者以外の者が土地の管理や保全活動に参加することにより、町土管理の向上に直接的な効果が出るだけでなく、土地所有者の管理に対する関心の喚起につながるなど間接的な効果も期待できる。直接的に又は間接的に町土の保全、質的向上を図るために、国や県、町による公的な役割や土地所有者による適切な管理に加え、森林ボランティア等による保全・植林活動や農林業体験、農業水利施設の維持管理等への参加、緑化活動に対する募金など、行政、所有者、地域住民、その他多様な主体による様々な取り組みを推進する。

### (9) 土地に関する調査の推進及び計画の点検

町土の効率的な利用を推進するため、町土利用の実態把握や国や県等が実施する土地に関する基礎的調査について収集・分析を行い、町の施策に反映させる。

本計画の推進にあたっては、具体的な施策展開を担う他の計画との調整、連携を図るとともに、町土をめぐる経済社会の変化を踏まえて、必要に応じて計画の点検を行う。